

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条に規定する評議員の報酬及び費用弁償の額（以下「報酬等」という。）並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 評議員は、非常勤とする。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 日額 1日の出務が4時間を超えるもの 6,000円

(2) 半日額 1日の出務が4時間未満のもの 3,000円

2 評議員が、大泉町職員及び町立小中学校長の場合は、評議員として受けるべき報酬は支給しない。

3 各年度の報酬の総額は、定款第10条に定める額の範囲内とする。

(費用弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

(支給の基準)

第5条 報酬等の支給は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬等の支給は、出務に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

3 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。